

事 務 連 絡  
令和 8 年 6 月 1 日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

令和 9 年度使用文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作  
教科書の需要数報告に当たっての留意事項等について

標記について、留意事項等を別紙にまとめましたので、域内市（特別区を含む。）  
町村教育委員会及び諸学校へ周知していただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、一般図書の需要数報告及び教科用特定図書等の需要数報告については、別  
途お知らせします。

**【本件担当】**

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係

TEL：03-5253-4111（内線2413）

◆一般図書（絵本）について：無償給与係（内線2411）

◆教科用特定図書（拡大教科書等）等について  
：教科用特定図書普及促進係  
（内線4743）

## 1. 需要数報告（検定・著作教科書）における注意事項について

需要数の報告は、教科書製造・供給冊数の根拠となる重要な調査である。域内市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会及び諸学校に対して、必要な教科書及びその需要数について報告漏れや報告誤りなどが無いよう十分に指導願いたい。

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第14条により文部科学大臣への報告期限は9月16日となっているため、提出期限は厳守すること。その際、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に対して設定する報告期限については、採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮したものとすること。なお、本要請は「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえたものであることを申し添える。

教科書需要集計一覧表（C表）の提出に当たっては、教科書事務執行管理システム（以下「システム」という。）上で、入力フォームに需要数等を入力し、必要な処理を行うことにより提出すること。その際のシステムの操作等については、別途連絡する。提出方法について、これらによりがたい場合には事前に連絡すること。

※ なお、報告された数字でその後の当省での作業を進めますので、数字に誤りがないことを十分に確認すること。

また、都道府県教育委員会においては、文部科学省へ需要数報告を行うとともに、各発行者（又は教科書・一般書籍供給会社）へも併せて遺漏なきよう共有願いたい。

### （1）小学校用教科書

無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和8年度と同じ教科書を採択し、正確に需要数を報告すること。

### （2）中学校用教科書

無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和8年度と同じ教科書を採択し、正確に需要数を報告すること。

なお、中学校用の「社会」の教科書の需要数報告に当たっては、特に次の点に注意すること。

#### ①社会（地理的分野）及び社会（歴史的分野）

教育課程の別なく第1学年において社会（地理的分野）と社会（歴史的分野）を共に給与することとなっていること。社会（地理的分野）は第2学年まで、

社会（歴史的分野）は第3学年まで給与済みの教科書を継続して使用すること。

### （3）特別支援学校及び特別支援学級用教科書

「社会」の特別支援学校中学部視覚障害者用[点字版]教科書の需要数報告に当たっては、前述の「（2）中学校用教科書」と同様、教育課程の別なく第1学年において社会（地理的分野）と社会（歴史的分野）の全分冊を共に給与することとなっていることに留意すること。社会（地理的分野）は第2学年まで、社会（歴史的分野）は第3学年まで給与済みの教科書を継続して使用すること。

特別支援学校及び特別支援学級における教科書の使用形態は、

- ・ 文部科学省検定済教科書を使用する場合
- ・ 文部科学省著作教科書を使用する場合
- ・ 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書を下学年使用する場合
- ・ 学校教育法附則第9条に基づく一般図書（点字版一般図書を含む）を使用する場合
- ・ 教科用特定図書等を学校教育法附則第9条に基づく一般図書として使用する場合

の5つがあり、使用教科書によって事務処理が異なるので十分注意すること。

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）の給与を受ける場合には、原則として同種目の検定教科書の給与を受けることはできない。

ただし、小中学部聴覚障害者用教科書「言語指導」及び「言語」については、国語・書写とは種目が異なるため検定教科書と併せて給与を受けることができる。これらの著作教科書と検定教科書の需要数の把握にあたっては、複数の種目の内容を含む著作教科書もあることから、令和8年2月2日付け7初教科第19号の通知等を参照し、二重給与とならないよう留意しつつ適切な需要数報告に努めること。

点字版について、受領の際に「点字が読めない」等を理由に返付される事例が散見されている。需要が少ない点字版については受注製作されるので、返付することのないように特に確認の上、需要数を報告すること。

学校教育法附則第9条に基づく一般図書（点字版一般図書及び教科用特定図書等を一般図書として使用する場合を含む）を使用する場合の需要数は、別途通知する依頼に基づいて報告すること。

### （4）高等学校用教科書

現行の高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）に基づく教科書が使用されることとなるた

め、需要数報告に当たっては以下の点に注意すること。

また、各発行者への発行指示は需要数報告を元にして行われることから、特に専門科目など、全国的に需要数が極めて少ない教科書について、需要数報告がなされていない場合は発行指示自体が行われず、実際の学校納品の際に急な需要が生じても供給できない可能性が生じる。

各設置者等においては、そのことに十分留意し、必要な教科書について遺漏なく報告するとともに、報告後に変更が生じた場合、特に0冊からの変更が生じた場合には、可及的速やかに文部科学省及び特約供給所等に相談すること。

なお、上記の趣旨は、必要以上に需要数を報告していただくことを求めているものではなく、法令に基づき行われる需要数報告について、各報告者が責任を持って報告することを求めるものであることに十分注意すること。

- ① 令和4年4月1日以降に入学した生徒の教科書については、「高等学校用教科書目録（令和9年度使用）」の第1部に登載されている教科書を使用することとなること。
- ② 学習指導要領（平成21年文部省告示第34号）の適用を受ける生徒は、同目録の第2部に登載されている教科書を使用することとなること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に登載されている教科書のうちから採択することができること。
- ③ 高等学校の第1学年の需要数の把握に当たっては、単なる定員数による報告によらず、過去数年間の入学者数の実績を考慮するなど、正確な数の算出に努め、過大な報告とならないよう十分に精査すること。
- ④ 高等学校は選択科目が多いため、各学校における事前のガイダンスや履修希望調査の実施、学校設置者等における各学校の採択教科書と教育課程との照合等の方法により、正確な需要数の把握に努めること。
- ⑤ 高等学校の需要数は、同目録の「教科書の記号・番号」ごとに計上することとなっているため、分冊となっているものに留意すること。

#### （5）需要数変更の連絡

※ システムについては、システム上で需要数報告が完結できる仕組みとなっておりますが、需要数変更の連絡については、教科書・一般書籍供給会社及び発行者等に与える影響が大きいため、従来どおりの連絡方法にて行うこととしますので、連絡漏れ等がないよう十分に御注意ください。

需要数報告期限（9月16日）後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び

供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等、新たに採択する必要がある場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な数の把握に努めること。

需要数を変更する場合には、次のとおり変更の連絡を行うこと。この需要数変更の連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも原則として教科書使用年度の前年度の12月末までに行うこと。

- ① 変更が生じた市町村教育委員会又は国・公・私立学校の長は、変更箇所が分かるように訂正した需要票（A表、B表）及び変更理由と変更による増減数を記載した変更理由書を都道府県教育委員会へ提出する。併せて、教科書取扱書店へ変更の連絡をする。
- ② ①の報告を受けた都道府県教育委員会は、変更箇所が分かるように朱書き見え消し訂正した需要票（C表）及び変更理由と変更による増減数を取りまとめた変更理由書を文部科学省へ提出する。併せて、教科書・一般書籍供給会社又は発行者（以下「教科書・一般書籍供給会社等」という。）へ変更の連絡をする。

なお、変更冊数が少なく、教科書の製造・供給に支障の生ずるおそれがない程度（都道府県全体で教科書1点当たり100冊以下の増減。ただし、特別支援学校視覚障害者用[点字版]教科書にあっては5冊以下の増減。）であれば、文部科学省への連絡は必要ないが、教科書取扱書店及び教科書・一般書籍供給会社等への連絡は必要である。

ただし、都道府県全体で需要がなかった教科書について新たに需要が発生した、又は、需要があった教科書の需要が都道府県全体で全くなかった場合は、増減の多寡にかかわらず文部科学省へ連絡すること。

また万一、12月末以降に需要数の変更が生じた場合には、上記①②に準ずる形で可及的速やかに教科書取扱書店及び教科書・一般書籍供給会社等へ連絡を行うとともに、文部科学省にその旨報告を行うこと。

## 2. システムの運用について

需要数の入力集計のために使用するシステムに関する詳細については、別途連絡する。

## 3. その他

参考資料として、義務教育諸学校用教科書の給与形態の一覧を添付する。

特別支援学校用及び特別支援学級用教科書需要数報告一覧

種別	教科書区分	需要票等の作成		一般的な教科書供給の経路
		学 校	都道府県教育委員会	
特別支援学校小・中学部	文部科学省検定済教科書	A表を作成し、都道府県教育委員会へ報告（市区町村立学校は当該市区町村教育委員会を通じて）	C表を作成し、文部科学省に報告 【9月16日まで】	発行者→教科書・一般書籍供給会社→教科書取扱書店→学校
	文部科学省著作教科書【視覚障害者用点字版】（国語、社会、算数、数学、理科、英語、道徳）	A表を作成し、都道府県教育委員会へ報告（市区町村立学校は当該市区町村教育委員会を通じて）	C表を作成し、文部科学省に報告 【9月16日まで】	発行者→学校
	文部科学省著作教科書【聴覚障害者用及び知的障害者用】	A表を作成し、都道府県教育委員会へ報告（市区町村立学校は当該市区町村教育委員会を通じて）	C表を作成し、文部科学省に報告 【9月16日まで】	発行者→教科書・一般書籍供給会社→教科書取扱書店→学校
	学校教育法附則第9条に基づく一般図書【点字版】（地図、音楽、器楽、家庭、技・家、保健、保体）	「一般図書需要数報告書」を作成し、都道府県教育委員会へ報告（市区町村立学校は当該市区町村教育委員会を通じて）	都道府県内の一般図書の需要数をまとめ「一般図書需要数集計報告書」を文部科学省に報告 【9月30日まで】	発行者→学校
	学校教育法附則第9条に基づく一般図書【点字版・教科用特定図書等】を採択する場合以外】	「一般図書需要数報告書」を作成し、都道府県教育委員会へ報告（市区町村立学校は当該市区町村教育委員会を通じて）	都道府県内の一般図書の需要数をまとめ「一般図書需要数集計報告書」を文部科学省に報告 【9月30日まで】	発行者→教科書・一般書籍供給会社→教科書取扱書店→学校
	文部科学省検定済教科書 文部科学省著作教科書（専門教科）	A表を作成し、都道府県教育委員会へ報告（市区町村立学校は当該市区町村教育委員会を通じて）	C表を作成し、文部科学省に報告 【9月16日まで】	発行者→教科書・一般書籍供給会社→教科書取扱書店→学校
特別支援学校高等部	学校教育法附則第9条に基づく一般図書【点字版】	使用年度の前年6～8月頃に、視覚障害者用教科書発行者から送付される「図書一覧」を参照し、使用する図書冊数を発行者に知らせる。 【10月末頃まで】		発行者→学校
	学校教育法附則第9条に基づく一般図書【点字版以外】			
特別支援学級	文部科学省検定済教科書	特別支援学校に準ずる	同 左	特別支援学校に準ずる
	文部科学省著作教科書			
	学校教育法附則第9条に基づく一般図書【教科用特定図書等】を採択する場合以外】			

※ 児童生徒の障害種にかかわらず、教科書区分ごとに手続が異なるので注意すること。  
 検定済教科書、著作教科書及び一般図書の需要数について、各発行者（又は教科書・一般書籍供給会社）へも併せて遺漏なきよう共有願いたい。

小学校用教科書の給与形態

教科用図書 の種類	学年	前後 期	年 度		
			8	9	10
国 語	1	前後	[新1年用(上)] [新1年用(下)]	[新1年用(上)] [新1年用(下)]	[新1年用(上)] [新1年用(下)]
	2	前後	[新2年用(上)] [新2年用(下)]	[新2年用(上)] [新2年用(下)]	[新2年用(上)] [新2年用(下)]
	3	前後	[新3年用(上)] [新3年用(下)]	[新3年用(上)] [新3年用(下)]	[新3年用(上)] [新3年用(下)]
	4	前後	[新4年用(上)] [新4年用(下)]	[新4年用(上)] [新4年用(下)]	[新4年用(上)] [新4年用(下)]
	5	前後	[新5年用(上)] [新5年用(下)]	[新5年用(上)] [新5年用(下)] ※1	[新5年用(上)] [新5年用(下)]
	6	前後	[新6年用(上)] [新6年用(下)]	[新6年用(上)] [新6年用(下)] ※1	[新6年用(上)] [新6年用(下)]
書 音 写 楽	1	前	[新1年用]	[新1年用]	[新1年用]
	2	前	[新2年用]	[新2年用]	[新2年用]
	3	前	[新3年用]	[新3年用]	[新3年用]
	4	前	[新4年用]	[新4年用]	[新4年用]
	5	前	[新5年用]	[新5年用]	[新5年用]
	6	前	[新6年用]	[新6年用]	[新6年用]
社 会	3	前	[新3年用]	[新3年用]	[新3年用]
	4	前	[新4年用]	[新4年用]	[新4年用]
	5	前	[新5年用]	[新5年用] ※2	[新5年用]
地 図	3	前	[新3～6年用]	[新3～6年用]	[新3～6年用]
	4	前	新3～6年用	新3～6年用	新3～6年用
	5	前	新3～6年用	新3～6年用	新3～6年用
	6	前	旧3～6年用	新3～6年用	新3～6年用
算 数	1	前	[新1年用]	[新1年用] ※4	[新1年用]
	2	前後	[新2年用(上)] [新2年用(下)]	[新2年用(上)] [新2年用(下)] ※5	[新2年用(上)] [新2年用(下)]
	3	前後	[新3年用(上)] [新3年用(下)]	[新3年用(上)] [新3年用(下)] ※5	[新3年用(上)] [新3年用(下)]
	4	前後	[新4年用(上)] [新4年用(下)]	[新4年用(上)] [新4年用(下)] ※5	[新4年用(上)] [新4年用(下)]
	5	前後	[新5年用(上)] [新5年用(下)]	[新5年用(上)] [新5年用(下)] ※6	[新5年用(上)] [新5年用(下)]
	6	前	[新6年用]	[新6年用] ※7	[新6年用]
理 科	3	前	[新3年用]	[新3年用]	[新3年用]
	4	前	[新4年用]	[新4年用]	[新4年用]
	5	前	[新5年用]	[新5年用]	[新5年用]
	6	前	[新6年用]	[新6年用]	[新6年用]
生 活	1	前後	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]
	2	前後	新1・2年用(上) 新1・2年用(下)	新1・2年用(上) 新1・2年用(下)	新1・2年用(上) 新1・2年用(下)
図画工作	1	前後	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]
	2	前後	新1・2年用(上) 新1・2年用(下)	新1・2年用(上) 新1・2年用(下)	新1・2年用(上) 新1・2年用(下)
	3	前後	[新3・4年用(上)] [新3・4年用(下)]	[新3・4年用(上)] [新3・4年用(下)]	[新3・4年用(上)] [新3・4年用(下)]
	4	前後	新3・4年用(上) 新3・4年用(下)	新3・4年用(上) 新3・4年用(下)	新3・4年用(上) 新3・4年用(下)
	5	前後	[新5・6年用(上)] [新5・6年用(下)]	[新5・6年用(上)] [新5・6年用(下)]	[新5・6年用(上)] [新5・6年用(下)]
	6	前後	新5・6年用(上) 新5・6年用(下)	新5・6年用(上) 新5・6年用(下)	新5・6年用(上) 新5・6年用(下)
家 庭	5	前	[新5・6年用]	[新5・6年用]	[新5・6年用]
	6	前	新5・6年用	新5・6年用	新5・6年用
保 健	3	前	[新3・4年用]	[新3・4年用]	[新3・4年用]
	4	前	新3・4年用	新3・4年用	新3・4年用
	5	前	[新5・6年用]	[新5・6年用]	[新5・6年用]
	6	前	新5・6年用	新5・6年用	新5・6年用
英 語	5	前	[新5年用]	[新5年用] ※8	[新5年用]
	6	前	[新6年用]	[新6年用] ※8	[新6年用]
特別の教科 道徳	1	前	[新1年用]	[新1年用] ※9	[新1年用]
	2	前	[新2年用]	[新2年用] ※9	[新2年用]
	3	前	[新3年用]	[新3年用] ※9	[新3年用]
	4	前	[新4年用]	[新4年用] ※9	[新4年用]
	5	前	[新5年用]	[新5年用] ※9	[新5年用]
	6	前	[新6年用]	[新6年用] ※9	[新6年用]

(注) 1 [ ] は教科書の給与を示し、→ は継続使用を示す。

2 新とは「小学校用教科書目録（令和6～9年度使用）」に登載されたもの。

旧とは「小学校用教科書目録（令和5年度使用）」に登載されたもの。

3 令和9年度に無償給与の対象となる小学校用教科書は、原則として、上記給与形態表に記載のある令和9年度使用教科書に限られる。

(その他)

※1 東書・光村〔国語〕5年用、6年用については、学年で1冊となっている。

※2 東書〔社会〕5年用については2分冊となっており、下巻は後期に給与する。

※3 東書〔社会〕6年用については分冊となっているが、2分冊を併せて前期に給与する。

※4 東書・大日本・啓林館・日文〔算数〕1年用については2分冊となっているが、2分冊を併せて前期に給与する。

学図〔算数〕1年用については2分冊となっており、下巻は後期に給与する。

※5 大日本〔算数〕2～4年用については、各学年で1冊となっている。

※6 東書・学図〔算数〕5年用については2分冊となっており、下巻は後期に給与する。

※7 学図〔算数〕6年用については、別冊を併せて前期に給与する。

※8 東書・三省堂〔英語〕の別冊は、5学年用に併せて1冊を前期に給与する。開隆堂〔英語〕の別冊は、各学年用に併せて前期に給与する。

※9 日文〔道徳〕については、各学年用に併せて別冊を前期に給与する。

中学校用教科書の給与形態

教科用図書の種類		学年	年 度		
			8	9	10
国語 数学 理科 英語 特別の教科 道徳		1	新[1年用]	新[1年用] ※1	新[1年用]
		2	新[2年用]	新[2年用] ※1	新[2年用]
		3	新[3年用]	新[3年用] ※1	新[3年用]
書写 地図 音楽(器楽合奏) 保健体育		1	新[1~3年用]	新[1~3年用]	新[1~3年用]
		2	新1~3年用	新1~3年用	新1~3年用
		3	旧1~3年用	新1~3年用	新1~3年用
社 会		1	新[(地)][(歴)]	新[(地)][(歴)] ※2	新[(地)][(歴)]
		2	新(地)(歴)	新(地)(歴)	新(地)(歴)
		3	旧(歴)新[(公)]	新(歴)新[(公)]	新(歴)新[(公)]
音楽 (一般)	第1学年用	1	新[1年用]	新[1年用]	新[1年用]
	第2・3学年用	2	新[2・3年用(上)] 新[2・3年用(下)]	新[2・3年用(上)] 新[2・3年用(下)] ※3	新[2・3年用(上)] 新[2・3年用(下)]
		3	新2・3年用(上) 新2・3年用(下)	新2・3年用(上) 新2・3年用(下)	新2・3年用(上) 新2・3年用(下)
美術	第1学年用	1	新[1年用]	新[1年用] ※4	新[1年用]
	第2・3学年用	2	新[2・3年用]	新[2・3年用] ※5	新[2・3年用]
		3	新2・3年用	新2・3年用	新2・3年用
技術・家庭		1	新[(技術分野)] 新[(家庭分野)]	新[(技術分野)] 新[(家庭分野)] ※6	新[(技術分野)] 新[(家庭分野)]
		2	新(技術分野) 新(家庭分野)	新(技術分野) 新(家庭分野)	新(技術分野) 新(家庭分野)
		3	旧(技術分野) 旧(家庭分野)	新(技術分野) 新(家庭分野)	新(技術分野) 新(家庭分野)

- (注) 1 [ ] は教科書の給与を示し、→ は継続使用を示す。
- 2 新とは「中学校用教科書目録（令和 7～9 年度使用）」に登載されたもの。  
旧とは「中学校用教科書目録（令和 6 年度使用）」に登載されたもの。
- 3 (地)は「(地理的分野)」、(歴)は「(歴史的的分野)」、(公)は「(公民的分野)」をそれぞれ示す。
- 4 令和 9 年度に無償給与の対象となる中学校用教科書は、原則として、上記給与形態表に記載のある令和 9 年度使用教科書に限られる。

(その他)

- ※ 1 日文〔道徳〕については、各学年用に併せて別冊を給与する。
- ※ 2 社会については、教育課程の別なく第 1 学年において〔社会(地理的分野)〕と〔社会(歴史的的分野)〕を共に給与し、〔社会(地理的分野)〕は第 2 学年までの 2 年間、〔社会(歴史的的分野)〕は第 3 学年までの 3 年間、給与済みの教科書を継続して使用する。
- ※ 3 教出・教芸〔音楽〕については、第 2・3 学年用が 2 分冊となっているので、原則として上下巻を併せて給与する。
- ※ 4 光村〔美術〕については、第 1 学年用に併せて別冊を給与する。
- ※ 5 日文〔美術〕については、第 2・3 学年用が 2 分冊となっているので、原則として上下巻を併せて給与する。
- ※ 6 教図〔技術・家庭(技術分野)〕については、別冊を併せて給与する。

特別支援学校小学部視覚障害者用著作教科書（点字版）の給与形態

教科用図書の種類	学 年	前 後 期	年 度		
			8	9	10
国 語	1	前 後	点字導入編 1-1 1-2	点字導入編 1-1 1-2	点字導入編 1-1 1-2
	2	前 後	2-1 2-2 2-3 2-4	2-1 2-2 2-3 2-4	2-1 2-2 2-3 2-4
	3	前 後	3-1 3-2 3-3 3-4	3-1 3-2 3-3 3-4	3-1 3-2 3-3 3-4
	4	前 後	4-1 4-2 4-3 4-4	4-1 4-2 4-3 4-4	4-1 4-2 4-3 4-4
	5	前 後	5-1 5-2 5-3 5-4	5-1 5-2 5-3 5-4	5-1 5-2 5-3 5-4
	6	前 後	6-1 6-2 6-3 6-4	6-1 6-2 6-3 6-4	6-1 6-2 6-3 6-4
社 会	3	前 後	3-1 3-2 3-3 3-4	3-1 3-2 3-3 3-4	3-1 3-2 3-3 3-4
	4	前 後	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5
	5	前 後	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7
	6	前 後	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8
算 数	1	前 後	触って学ぶ導入編 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7	触って学ぶ導入編 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7	触って学ぶ導入編 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7
	2	前 後	2-1 2-2 2-3 2-4 珠 1 2 2-5 2-6 2-7 2-8	2-1 2-2 2-3 2-4 珠 1 2 2-5 2-6 2-7 2-8	2-1 2-2 2-3 2-4 珠 1 2 2-5 2-6 2-7 2-8
	3	前 後	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9
	4	前 後	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9
	5	前 後	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11
	6	前 後	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9
理 科	3	前 後	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6
	4	前 後	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6
	5	前 後	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6
	6	前 後	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6
英 語	5	前 後	5-1 5-3 5-4 5-2	5-1 5-3 5-4 5-2	5-1 5-3 5-4 5-2
	6	前 後	6-1 6-3 6-4 6-2	6-1 6-3 6-4 6-2	6-1 6-3 6-4 6-2
特別の教科 道徳	1	前	1-1 1-2	1-1 1-2	1-1 1-2
	2	前	2-1 2-2	2-1 2-2	2-1 2-2
	3	前	3-1 3-2	3-1 3-2	3-1 3-2
	4	前	4-1 4-2	4-1 4-2	4-1 4-2
	5	前	5-1 5-2	5-1 5-2	5-1 5-2
	6	前	6-1 6-2	6-1 6-2	6-1 6-2

(注) 珠は「珠算編」を示す。

特別支援学校中学部視覚障害者用著作教科書（点字版）の給与形態

教科用図書 の種類	学 年	前後 期	年 度		
			8	9	10
国 語	1	前	1-1, 1-2, 1-3, 1-4	1-1, 1-2, 1-3, 1-4	1-1, 1-2, 1-3, 1-4
		後	1-5, 1-6	1-5, 1-6	1-5, 1-6
		2	2-1, 2-2, 2-3, 2-4 2-5, 2-6	2-1, 2-2, 2-3, 2-4 2-5, 2-6	2-1, 2-2, 2-3, 2-4 2-5, 2-6
社 会	1	前	地 1, 2, 3, 4, 7, 8 歴 1, 2, 3, 9, 10	地1, 2, 3, 4, 7, 8 歴1, 2, 3, 9, 10	地1, 2, 3, 4, 7, 8 歴1, 2, 3, 9, 10
		後	地 5, 6, 9, 10, 11, 12 歴 4, 5, 6, 7, 8	地5, 6, 9, 10, 11, 12 歴4, 5, 6, 7, 8	地5, 6, 9, 10, 11, 12 歴4, 5, 6, 7, 8
		2	〔地 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12 歴 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10〕	〔地1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12 歴1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10〕	〔地1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12 歴1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10〕
数 学	1	前	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11
		後	2-1, 2-2, 2-3, 2-4 2-5, 2-6, 2-7, 2-8, 2-9, 2-10	2-1, 2-2, 2-3, 2-4 2-5, 2-6, 2-7, 2-8, 2-9, 2-10	2-1, 2-2, 2-3, 2-4 2-5, 2-6, 2-7, 2-8, 2-9, 2-10
理 科	1	前	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5 1-6, 1-7, 1-8, 1-9	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5 1-6, 1-7, 1-8, 1-9	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5 1-6, 1-7, 1-8, 1-9
		後	2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6 2-7, 2-8, 2-9, 2-10, 2-11	2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6 2-7, 2-8, 2-9, 2-10, 2-11	2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6 2-7, 2-8, 2-9, 2-10, 2-11
		2	3-1, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5 3-6, 3-7, 3-8, 3-9, 3-10, 3-11	3-1, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5 3-6, 3-7, 3-8, 3-9, 3-10, 3-11	3-1, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5 3-6, 3-7, 3-8, 3-9, 3-10, 3-11
英 語	1	前	1-1, 1-4, 1-5, 資料編 1-2, 1-3	1-1, 1-4, 1-5, 資料編 1-2, 1-3	1-1, 1-4, 1-5, 資料編 1-2, 1-3
		後	2-1, 2-5, 2-6, 2-7 2-2, 2-3, 2-4	2-1, 2-5, 2-6, 2-7 2-2, 2-3, 2-4	2-1, 2-5, 2-6, 2-7 2-2, 2-3, 2-4
		2	3-1, 3-5, 3-6, 3-7 3-2, 3-3, 3-4	3-1, 3-5, 3-6, 3-7 3-2, 3-3, 3-4	3-1, 3-5, 3-6, 3-7 3-2, 3-3, 3-4
特別の教科 道徳	1	前	1-1, 1-2	1-1, 1-2	1-1, 1-2
		後	2-1, 2-2	2-1, 2-2	2-1, 2-2
		2	3-1, 3-2	3-1, 3-2	3-1, 3-2

- (注) 1 → 及び〔〕は継続使用を示す。  
 2 地は「(地理的分野)」、歴は「(歴史的分野)」、公は「(公民的分野)」を、それぞれ示す。  
 3 社会については、教育課程の別なく第1学年において「社会(地理的分野)」と「社会(歴史的分野)」の全分冊を共に給与し、「社会(地理的分野)」は第2学年までの2年間、「社会(歴史的分野)」は第3学年までの3年間、給与済みの教科書を継続して使用する。  
 4 旧は「特別支援学校用教科書(令和6年度使用)」に記載されたもの。